

2023年10月17日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

株式会社ナナホシマネジメント  
代表取締役 松橋 理



## 山田代表取締役等に対する株主代表訴訟提起のお知らせ

[2023年6月16日付書簡「貴社代表取締役等に対する損害賠償責任を追及する訴え提起の請求について」](#)のとおり、弊社は、貴社監査等委員である取締役に対し、2019年に発表された不適切な食品表示事件における善管注意義務違反の疑いに関して、山田潤代表取締役及び石川眞理子元取締役（以下「山田代表取締役等」といいます。）へ請求額641,003,000円の損害賠償責任を追及する訴えを提起するように請求しました。その後、弊社は、貴社監査等委員である取締役より不提訴理由通知書を受領したため、山田代表取締役等に対する株主代表訴訟に関する書面一式を2023年10月16日付で発送（同17日静岡地方裁判所受付）したことをお知らせします。

[2023年8月15日付書簡「本公開買付けの問題点の指摘及び賛同意見の撤回に関する要望」](#)のとおり、弊社としては、貴社が2023年8月4日の取締役会において賛同を決定した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の真の目的が、山田代表取締役等に対する損害賠償の提訴請求を行った弊社の株主としての原告適格性を排除することだという疑念を抱いています。

仮に、前述の不適切な目的を達成するために、安い公開買付価格（公開買付価格はPBR0.7倍相当）でなら応じてくれる公開買付者を貴社が探し、その結果として当該公開買付者による公開買付けに賛同したということであるならば、このような経営判断は経営陣による会社の私物化にほかならず、株主として到底看過できるものではありません。そればかりか、本公開買付けは「買収提案に応じる対象会社の取締役（に）は、買収者や対象会社の利益を優先して株主の利益を犠牲にしない」<sup>(\*)</sup>という、経済産業省『企業買収における行動指針』の趣旨に反したものだというべきです。

以上

---

\* 森・濱田松本法律事務所 石綿学弁護士「企業買収の指針 趣旨尊重を」（日本経済新聞 2023年8月29日夕刊5面）。